

北広島市福祉人材確保対策事業 キャリアアップ支援助成金 (よくある質問 Q&A)

■支払い・領収関係

Q 受講料等を銀行振込、コンビニ、クレジットカードなどで支払ったため、振込明細や振込受領書などしかない場合でも申請は可能ですか？

A 申請は可能です。ただし、領収書等支出したことを証明する書類のあて名は補助対象者のものに限りです。

Q 領収書を紛失してしまった場合どうすればいいですか？

A 研修の実施機関に再発行を依頼してください。

Q 研修機関で領収書の再発行ができない場合、どうすればよいですか？

A 領収書が発行できない場合は、研修受講料の受領を証明する書類の発行を依頼してください。

Q 分割払いの手数料分は補助の対象となりますか？

A 補助の対象外です。

Q 分割払いをしていて、支払の完了が申請に間に合わないのですが大丈夫ですか？

A 申請時点で支払った部分のみが補助金の交付対象となります。支払った部分までの領収書を添付してください。

Q 介護職員初任者研修の受講料等に対して市から補助を受けた者が、介護福祉士実務者研修を受講した際の受講費等は対象となりますか？

A 対象となります。助成金の額は、助成対象費用の2分の1、上限5万円です（対象経費を乗じて得た額とする）。ただし、その額が5万円を超えるときは、5万円となります。なお、介護職員初任者研修と介護福祉士実務者研修を連続して受講（2つの研修分の受講費を一括して納付する形式のもの）する場合は、10万円を補助金の上限とする。この場合、領収書等で2つの研修に対する支払いであることの確認ができるようにしてください。

北広島市福祉人材確保対策事業 キャリアアップ支援助成金 (よくある質問 Q&A)

■補助対象

Q 北広島市外に居住しており、北広島市内の介護事業所等（以下「事業所」という。）で介護職員等として勤務している場合は補助対象となりますか？

A 対象となります。申請者の居住地に関わらず、勤務先の事業所の所在地が北広島市内の場合は対象となり、北広島市外の場合は対象となりません。

Q 研修受講時に北広島市内の事業所で介護職員等として勤務していない場合でも補助対象となりますか？

A 研修受講時に勤務していない場合でも、申請日時点で勤務してから3か月経過かつ就労が継続している場合は対象となります。

Q 北広島市内の事業所に事務職員として勤務している場合は補助対象となりますか？

A 北広島市内の事業所で介護職員等として勤務していることが要件であるため対象となりません。

Q ①研修の試験に合格できなかった場合でも、補助対象となりますか？

②再試験等の追加費用を負担した場合の費用は補助対象となりますか？

A ①・②ともに対象となりません。

Q 非常勤職員や派遣職員は補助対象となりますか？

A 1週間当たりの所定労働時間が20時間以上であれば、非常勤職員は対象となりますが、派遣職員は対象となりません。

※臨時職員、パート職員等も含め、雇用形態は問いませんが、福祉事業者等が直接雇用していることが要件となります。

■その他（実施機関・書類提出方法・研修修了日）

Q 介護職員初任者研修または介護福祉士実務者研修を受講するにはどうすればいいですか？

A 都道府県知事の指定を受けた研修の実施機関で受講できますので、研修の実施機関に直接、お申込みください。

Q 申請書類の提出は郵送可能ですか？

A 郵送での提出も受け付けています。ただし、書類に不備があり、郵送でのやり取りを要する場合、助成金交付までに通常よりお時間をいただく可能性があります。直接提出する場合は、北広島市役所2階の窓口（保健福祉部高齢者支援課）まで申請書をお持ちください。郵送申請の場合、申請内容について確認を行うため、記入いただいた電話番号へ確認のお電話を行う可能性があります。

Q 研修の修了日とはどの時点を指しますか？

A 研修の実施機関が発行する修了証明書に記載の日を研修の修了日とします。

北広島市福祉人材確保対策事業 キャリアアップ支援助成金 (よくある質問 Q&A)

Q 助成金申請日の属する年度又はその前年度において、対象研修を受講し修了した者（令和 8 年 4 月 1 日以降に研修を修了した者に限る）。とはどのようなことですか。

A 例 1) **令和 8 年 9 月 1 日**に申請する場合、通常申請日の前年度（この場合令和 7 年度）も対象になりますが、令和 8 年 4 月 1 日以降に開始した事業のため、研修修了日は令和 8 年 4 月 1 日～令和 8 年 9 月 1 日でなければなりません。

例 2) **令和 9 年 9 月 1 日**に申請する場合、申請日の前年度（この場合令和 8 年度）から申請日までが研修修了日であることから、研修修了日は令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 9 月 1 日でなければなりません。

例 3) **令和 10 年 3 月 31 日**に申請する場合、申請日の前年度（この場合令和 8 年度）から申請日までが研修修了日であることから、研修修了日は令和 8 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日でなければなりません。

例 4) **令和 10 年 4 月 1 日**に申請する場合、申請日の前年度（この場合令和 9 年度）から申請日までが研修修了日であることから、研修修了日は令和 9 年 4 月 1 日～令和 10 年 4 月 1 日でなければなりません。

例 1) 令和 8 年度中の申請ケース (**令和 8 年 9 月 1 日**に申請する場合)

	令和 6 年度以前	令和 7 年度 (助成金申請日の属する前年度)	令和 8 年度 (助成金申請日の属する年度)
研修修了日	×	×	○

R8.4.1

R8.9.1
(申請日)

例 2) 令和 9 年度中の申請ケース (**令和 9 年 9 月 1 日**に申請する場合)

	令和 7 年度以前	令和 8 年度 (助成金申請日の属する前年度)	令和 9 年度 (助成金申請日の属する年度)
研修修了日	×	○	×

R8.4.1

R9.3.31 / R9.4.1

R9.9.1
(申請日)

例 3) 令和 9 年度中の申請ケース (**令和 10 年 3 月 31 日**に申請する場合)

	令和 7 年度以前	令和 8 年度 (助成金申請日の属する前年度)	令和 9 年度 (助成金申請日の属する年度)
研修修了日	×	○	○

R8.4.1

R9.3.31 / R9.4.1

R10.3.31
(申請日)

例 4) 令和 10 年度中の申請ケース (**令和 10 年 4 月 1 日**に申請する場合)

	令和 8 年度以前	令和 9 年度 (助成金申請日の属する前年度)	令和 10 年度 (助成金申請日の属する年度)
研修修了日	×	○	×

R9.4.1

R10.3.31

R10.4.1
(申請日)